

宅建業法 標識その2 宅建 H26-41-1 <<#891>>

#889, 1121  
#890 モ1

【問】正誤を付けよ。B

A

宅地建物取引業者が、他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を、案内所を設置して行う場合で、その案内所が専任の宅地建物取引士を置くべき場所に該当しない場合は、当該案内所には、クーリング・オフ制度の適用がある旨を表示した標識を掲げなければならない。

★ <実践的>

案内所

→ できない

予備の案内所 → できる

<実は...>

宅建士設置禁止

契 局

好意の案内所

→ できない

ない案内所

→ できる

【答え】正しい

<<ポイント1>> 標識【宅建★入門】

B

設問のケースにおいては、案内所を設置する業者が、当該案内所に標識を掲示しなければならない。売主業者は、当該案内所に標識を掲示する義務はない。

A

<<ポイント2>> 標識【宅建+α】 訊かれれば差がつく

設問のケースにおいては、当該標識にクーリング・オフ制度の適用がある旨を表示しなければならない。

※盲点

「宅建士を置くべき場所」ではない、この案内所においてはクーリング・オフができる

# < 事の所以外の場所の規制 > #889

業A  (現地) A: 標識



業B  (案内所) B: 標識  
(令議の代理)

## < 契約・買受申込み > B

○ 成専 実建 — 少くとも1名

○ 届出 — 2か所 1. 案内所在の知事  
(10日前まで) 2. 免許権者

○ 大臣 — 案内所在の知事を  
経由

○ 知事 — 直接